

別記様式第40号 (第77条関係)

その1	※欄は記載不要		※受理年月日		※許可年月日	
			※受理番号		※許可番号	
許 可 申 請 書						
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第5条第1項の規定により許可を申請します。						
			申請する年月日	年	月	日
宮城県 公安委員会殿			申請者の氏名又は名称及び住所			
			個人：住所・氏名 法人：住所、法人名、代表者氏名			
(ふりがな) 氏名又は名称	個人は氏名、法人は法人名のみ					
住 所	個人：住民票の住所地 法人：登記事項証明書の本店所在地					
(ふりがな) 営業所の名称						
営業所の所在地						
(ふりがな) 管理者の氏名	選任する管理者の氏名	選任状況	① 専任 ② 兼任			
管理者の住所	選任する管理者の住所 (住民票と同一)					
(ふりがな) 法人にあつては、その役員の氏名	法人にあつては、その役員					
代表者	法人代表者の氏名、住所 (住民票と同一) 個人営業の場合：空欄					
	法人役員の氏名、住所 (住民票と同一) 個人営業の場合：空欄 欄が足りない場合は別紙等に記載					
滅失により廃止した特定遊興飲食店営業	廃止の事由	廃止年月日	許可番号			
	滅失特例による許可申請以外は空欄 (備考2参照)					
現に特定遊興飲食店営業許可等を受けて営む特定遊興飲食店営業	当該申請に係る営業所以外で、現に特定遊興飲食店営業許可を受けて営業している営業所がある場合のみ記載 (備考3参照)					

選任状況に応じて、数字に○をつける (兼任は条件があるため、基本的には専任に○)

その2			
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造	鉄骨コンクリート造陸屋根×階建 (備考5参照)	
	建物内の営業所の位置	建物×階の一部 (備考6参照)	
	客室数	× 室	営業所の床面積 ××. ×× m ²
	客室の総床面積	××. ×× m ²	各客室の床面積 客室1室ごとの面積を記載 (客室が5室以上の場合は別紙等に記載)
	照明設備	ダウンライト×基、スポットライト×基、ミラーボール×基 (備考6参照)	
	音響設備	カラオケ機器×台、アンプ×台、スピーカー×台 (備考7参照)	
	防音設備	石膏ボード、プラスターボード塗装仕上げ (備考8参照)	
	その他	営業所の出入口は1箇所 客室内に見通しを妨げる設備、風俗を害する装飾物はない (備考9参照)	
※ 兼 業			
※ 同時申請の有無	①		
※ 条 件	年 月 日	※欄は記載不要	
	年 月 日		
	年 月 日		

営業所全体の面積
(客室+厨房、トイレ等)

客室1室ごとの面積を記載
(客室が5室以上の場合は別紙等に記載)

設備の位置については別添の平面図等に記載

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「滅失により廃止した特定遊興飲食店営業」欄は、法第31条の23において準用する法第4条第3項の事由により消滅したために廃止した特定遊興飲食店営業に係る事項を記載すること。
- 「現に特定遊興飲食店営業許可等を受けて営む特定遊興飲食店営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に特定遊興飲食店営業許可等を受けて営んでいる特定遊興飲食店営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
- 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建て又は二階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数(地階を含む。)の別を記載すること。
- 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
- 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
- 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
- 「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第41号 (第77条関係)

その1 <h2 style="text-align: center;">営業の方法</h2> <p style="text-align: center;">(特定遊興飲食店営業)</p>	
営業所の名称 ナイトクラブ宮城	許可申請書と同様に記載
営業所の所在地 仙台市〇〇区〇〇×丁目×番×号	
営業時間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで 午前・午後のどちらかに○をつけて、営業時間を記載 (午前5時から午前6時は営業禁止)
18歳未満の者を従業員として使用すること	①する ②しない ①の場合：その者の従事する業務の内容 (具体的に) 午後10時から午前6時までの間、18歳未満の従業員は客に接する業務禁止
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する ②しない ①の場合：午後10時以降翌日の午前0時前の時間において保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法及び午前0時から午前6時までの時間において18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法
18歳未満の者の立入禁止の表示方法	例 営業所出入口ドアに縦××cm、幅××cmの白色プラスチックに黒色文字で「18歳未満立入禁止」と記載したものを表示する。 入店時の身分証確認等、具体的な方法を記載
飲食物の提供	提供する飲食物 (酒類を除く。) の種類及び提供の方法 例 乾きもの、菓子、フルーツ等を客の注文に応じて従業員が客席に運び提供する。 (備考1参照)
	提供する酒類の種類及び提供の方法 例 ビール、焼酎、ウイスキー等を客の注文に応じて従業員が客席に運び提供する。 (備考2参照)
	20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法 例 年齢不詳者は運転免許証等で身分確認を行う。 (備考3参照)
遊興の内容	遊興の種類、これを行う方法を記載 (備考4参照) 例 ・バンドの生演奏を行い、不特定の客に聴かせる。 ・客にダンスをさせる場所を設け、音楽や照明の演出を行い、不特定の客にダンスをさせる。
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する ②しない ①の場合：当該兼業する営業の内容 どちらかに○

備考

- 1 「提供する飲食物（酒類を除く。）の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 2 「提供する酒類の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 3 「20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、20歳未満の者に酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 4 「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興させる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とすること。